川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.14

発行日　平成 29 年 5 月 1 日

新緑の季節となり、さわやかな日々が続いていますが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。前回は、発行できず申し訳ありませんでした。

今年度より、気持ちも新たに「幸通信」を発行して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。　（幸支部役員一同）

幸支部新年会　（報告）

2 月 13 日（月）、さいわい福祉パルにおいて、幸支部新年会を開催しました。宮澤副会長、美和副会長、会計の山田さんが、参加してくださいました。

成島係長

出席された皆さんの自己紹介のあと、幸区役所　保健福祉センター　高齢・障害課　障害者支援係 成島　正浩 係長をお迎えして**『地域包括ケアシステム』～幸区の取組について～**のお話を伺いました。「地域包括ケアシステムは始まったばかりで高齢者が中心になっていますが、障害のある人にまでは広げていきたい。」とのうれしいお話を聞かせていただきました。幸支部からは、この制度が身近なものになるために専門的な知識持ち、行政の縦割りの組織をつなげるコミュニティソーシャルワーカーのような存在が必要ではないかとのお話をさせていただきました。

自己紹介の中でも、「頑張れるところまで頑張って、できるだけ長く子どもと一緒に暮らしたい。」といった声が多かったように思います。このようなニーズに応えるためには、高齢者と障害者の施策を分けて考えるのではなく課題を総体的に解決していく組織改革が必要で、国も地域包括ケアシステムをより一層進めていく方針のようです。(2 ページと 3 ページの「地域共生社会」実現に向けて（当面の改革工程）概要　を参照してください。)

地域包括ケアシステムを根付かせ、共生社会を作っていくためには、子ども達のために必要な支援を声にするだけでなく、自分達が誰かのためにできる支援も声にする時代になっていくように感じた新年会となりました。

（仁尾　智都子）

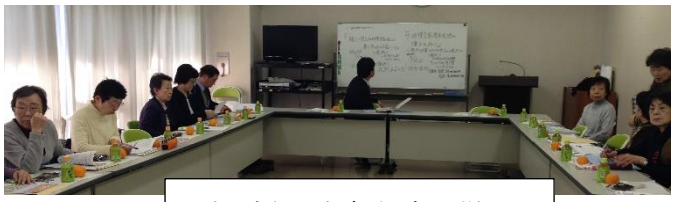

なごやかな新年会の様子

「地域共生社会」実現に向けて（当面の改革工程）概要について

政府は、2 月 7 日に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案」を閣議決定して、それを国会に提出しました。この法律案には、五つの柱があり、その中の一つに次のような項目があります。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- **市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化**
- **高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける**

（その他）

- 有料老人ホームの入居者保護のための施策強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

これを受けて、**「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備**と**新たに共生型サービスを位置づけ**の二つを柱にした地域共生社会の実現に向けた取組の**推進**が示されました。また、平成 28 年 7 月、塩崎厚生労働大臣の下に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設けられ検討がされていたとのことで、この推進を実際に行っていく工程や内容が次のページに掲載した概要になり、こちらも、2 月 7 日に公表されました。

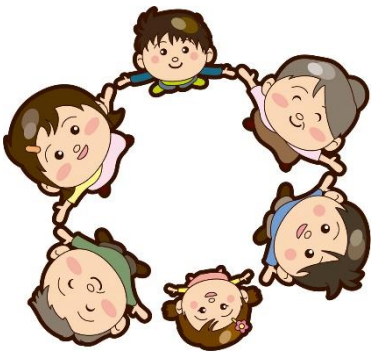

現在の福祉制度は、高齢者、障害者、子どもなど、縦割りになっています。そのため、障害のある子どもを育てながら高齢になった親の介護をしている方や、育児をしながら病気と闘っている方など、いくつもの縦割りの制度を利用して生活している人が少なくありません。福祉の担い手が減少する中、いくつもの分野にまたがっての支援を必要とする人々を縦割りの制度で支えることは難しくなってきました。そこで、制度を『縦割り』ではなく、包括的に支援ができる『丸ごと』に改革し、そこに、『我が事』として地域住民や地域の多様な団体なども参画する**地域共生社会を作ろう**という考え方が示されたのです。

図にあるように、2020 年初頭までにこの体制を全面展開することになっています。この工程を実現するには、私達の意識改革が必要だと思います。川崎市は全市民を対象に、地域包括ケアシステムに取り組んでいます。「地域で暮らす」という意味をさらに掘り下げて考えなければならないように感じています。

（仁尾　智都子）

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日　厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設　など

平成30（2018）年：
- ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31（2019）年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】
①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方　③共通基礎課程の創設　等

幸の　ほっと❤　スポット　File10　夢こんさぁと

今回紹介するのは、「夢こんさぁと」です。

皆様は、「夢こんさぁと」を聴いたことがありますか？このコンサートは、平成９年度から幸区と区民ボランティア団体「幸区夢こんさぁと実行委員会」との協働により、幸区内の施設で定期的に開催されています。誰でも気軽に良質な音楽に親しんでもらうことを目的としています。

平成 29 年度５月以降ののコンサート予定は以下の通りです。

・第 147 回　平成 29 年６月 15 日（木）　出演：井後　優弥（ピアノ）
　会場：ミューザ川崎シンフォニーホール市民交流室
　140 席限定（11 時 30 分より会場前にて先着順で入場整理券配布）
・第 148 回　平成 29 年７月 20 日（木）
　出演：みーとりお（ピアノ・サクソフォン・フルート）
　会場：幸市民館大会議室
・第 149 回　平成 29 年８月 17 日（木）
　出演：李　文佳（ヴァイオリンとピアノ）
　会場：幸市民館大会議室

・20 周年及び第 150 回記念コンサート（予定）
　平成 29 年 11 月３日（金・祝）
　出演：未定　会場：ミューザ川崎シンフォニーホール（予定）
・第 151 回　平成 29 年 12 月 21 日（木）
　出演：小倉さちこ（ライアー（竪琴）弾き語り）
　会場：日吉合同庁舎タウンホールやまぶき
・第 152 回　平成 30 年１月 18 日（木）
　出演：pioce（オーボエ・ピアノ・チェロ）　会場：幸市民館大会議室
　開催時間は、各回とも開場 11 時 30 分　開演 12 時５分　閉演 12 時 45 分です。

都合により、日時、出演者、会場などが変更になることがあります。会場によっては、席数に限りがある場合もあります。また、満席になり次第、入場をお断りする場合もあるようです。詳しいことは、市政だよりやホームページなどをご確認ください。

この「夢こんさぁと」は、”誰でも気軽に”音楽を楽しんでもらいたいというコンセプトのもと、身近な場所で生の演奏を聴くことができます。目の前で演奏される音楽に癒やされて、ひと時の安らぎを得られる、まさに「ほっと」できる場所です。せっかくの良い機会ですから、皆様も、ぜひ一度は聴きに行ってみませんか。

（髙山　君子）